

第 4 号議案

亀岡市総合福祉センターに係る 指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

令和 2 年 2 月 12 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 亀岡市総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
 公益財団法人 亀岡市福祉事業団
- 3 指定の期間
 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで